

<記入例3>退職で、異動後は普通徴収（給与所得者本人が直接納付）にする場合

令和2年度 市民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

税額通知書に記載してある指定番号を記入してください。

年度は、元号または西暦で記入してください。

税額通知書に記載してある受給者番号および整理番号を記入してください。

住所又は所在地 〒 000-0000
東広島市西条栄町〇番×号

氏名又は法人の名称及び代表者の職氏名印
〇〇株式会社

人事課給与 総務 花子

個人番号又は法人番号 1234567890101

特別徴収義務者指定番号 8 0000001

連絡先（担当者）

電話番号 082-422-2111

受給者番号 A-0000003

整理番号 3

個人番号 123456789013

生年月日 平成3年1月1日

フリガナ ヒガシヒロシマ サブロウ

氏名 東広島 三郎

1月1日現在住所 東広島市西条栄町8番29号

給与の支払を受けなくなった後の住所 同上

特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与(賞与を含む)支払額
50,000	6月分から 8月分まで 13,100	9月分から 5月分まで 36,900	令和2年 8月15日	<input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input checked="" type="checkbox"/> 2 退職等(A) <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育休 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> B 少額 <input type="checkbox"/> C 不定期 <input type="checkbox"/> D 欄該当	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) → 下記の①欄に記入してください。 1,400,000 <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 → 下記の②欄に記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する) → 下記の③欄に記入してください。 176,000	1月1日以降退職時までの 給与(賞与を含む)支払額 1,400,000 1月1日以降退職時までの 控除社会保険料額 176,000

①「特別徴収継続」の場合に記入してください。 (給付先が特別徴収の開始日と異動日と異なる場合は、月分から徴収するよう連絡済みです。)

②給与等の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を「一括徴収」する場合に記入してください。

③「普通徴収」する場合、該当する番号に○をしてください。

本人に納付書を送付しますので正確に記入してください。

・(ア)税額通知書に記載してある税額を記入してください。
 ・(イ)給与から差し引きした月および税額を記入してください。
 ・(ウ)給与から差し引きできなくなった月および税額を記入してください。
 ・異動年月日は転勤日・退職日を記入してください。

・給与支払額には退職金は含みません。
 ・社会保険料額には雇用保険料も含みます。

1 異動が当該年度の12月31日までで、申出があったため。

2 異動が当該年度の1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。

1 6月1日～12月31日に退職等の場合

2 1月1日～4月30日に退職等の場合

1 本人から一括徴収の申し出がないため。

2 転勤先で特別徴収の継続を希望のため。

1 1月1日から5月31日までの間で未徴収税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。

2 転勤先で特別徴収の継続を希望のため。

★1月1日から4月30日までの退職の場合は、申し出がなくても必ず一括徴収してください（地方税法321条の5②）。 国外転出の場合もできる限り一括徴収で納入してください。

※市記入欄

提出先 東広島市役所 財務部市民税課市民税係 (〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 電話：082-420-0910 FAX：082-422-6810)